

記入例

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和〇年〇月〇日届出

群馬県 前橋市長

これは婚姻により氏を変えた人が離婚後も離婚前の氏を引き続き名乗るための届出です。

届を実際に出す年月日を記入してください。

本籍地にはアパート等の名称や部屋番号は入りません。

「番」と「番地」のどちらの表示かわかるように丸で囲むか、取り消し線を引いてください。

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)	
		あかぎ 氏 赤城	〇〇 名 〇〇 昭和 平成
(2)	住所 (住所登録をしているところ)	群馬県前橋市〇〇町〇丁目 〇 番地 〇 号	
		アパート等の名称 青空ソレイユ 〇号	
		世帯主の氏名 赤城 〇〇	
(3)	本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)	
		群馬県前橋市〇〇町〇丁目 〇 番地 〇 番	筆頭者の氏名 赤城 〇〇
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離婚の際称していた氏)
		赤城	あかぎ 赤城
(5)	離婚年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)	
		群馬県前橋市〇〇町〇丁目 〇 番地 〇 番	筆頭者の氏名 赤城 〇〇
(7)	その他		
(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更後の氏名)	赤城 〇〇	印

必ず日中に連絡が取れる番号を記入してください。

連絡先 電話 〇90 (255) XXXX
自宅・勤務先 (携帯)

戸籍法 77条の2の届出の注意点

- ①この届出を希望される方は『離婚届と同時(※)』または『離婚後3か月以内』に届出してください。
- ②この届出をされた方は、婚姻前の氏に戻ることはできません。
- ③(6)欄の離婚の際に称していた氏を称した後の本籍については、場所が決まりましたら、その自治体の戸籍の担当部署に「その表記で本籍が置けるか」を事前に確認してください。

問合せ先

前橋市役所市民課戸籍係
電話 027-224-1111(内線 3103・3104・3105)
直通 027-898-6103

問合せ時間

平日 9:00~17:00